

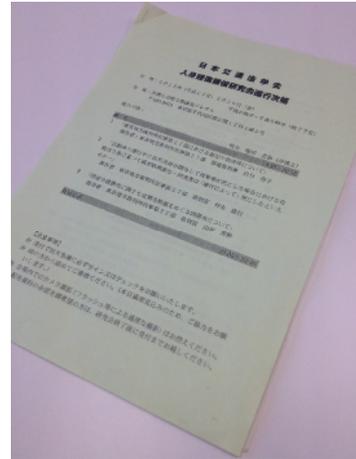
HACHINOHE CITY LAW NEWS

今回は、当事務所の近況といたしまして、①日本交通法学会の人身賠償補償研究会に出席したこと、②事務所のメンバー全員で合宿を行ったことをご報告させていただきます。

1 日本交通法学会 人身賠償補償研究会

平成27年3月20日、東京で日本交通法学会の人身賠償補償研究会が開催され、弁護士・木村哲也が出席しました。日本交通法学会とは、交通および交通災害に関連する諸法の研究を行い、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として設立された団体で、弁護士・木村哲也が正会員となっています。

研究会では、東京地方裁判所の現役の裁判官から、交通事故に関する最新の判決等の報告と、注目される論点に関する解説のご講演をいただきました。遠方に出張しての受講でしたが、最新の裁判例の情報を得るとともに、論点の理解を深めることができましたので、大変意義深い研究会だったと思います。



交通事故の分野は非常に専門性が高い分野ですので、今後とも学習を怠ることなく、しっかりと専門性を磨いていきたいと思っております。

2 事務所合宿



平成27年3月28日・29日、岩手県・鶯宿温泉のホテルで、事務所のメンバー全員で1泊2日の合宿を行いました。事務所合宿の実施は、メンバー同士での意見交換や交流を通じて、業務改善を図ることを目的とし、福利厚生としての慰安旅行の意味合いもあります。

合宿では、全体で各メンバーの行動方針の発表や意見交換を行ったあと、弁護士と事務員でブロックを分けて、担当案件や最近の裁判例に関する情報交換・協議をしたり、勉強会などで学習したことをメンバー全体で共有したりする時間としました。

事務所合宿は、当事務所では初めての試みでした。普段は全体での意見交換や情報共有の時間をなかなか取ることができていませんでしたが、今回の合宿で出された様々な意見や全体で共有した情報を、今後の業務改善にしっかりと役立てていきたいと思っております。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間:午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談